

# 福井市企業立地促進条例施行規則

平成 28 年 3 月 31 日

規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、福井市企業立地促進条例（平成 28 年福井市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次項に定めるもののほか、条例の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 製造業 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号。以下「産業分類」という。）に掲げる大分類 E－製造業に属する製造業をいう。

(2) 基幹産業 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 本市経済の基盤となる産業であって、別表第 1 に定めるもの

イ その他本市経済の基盤となる産業として市長が認めるもの

(3) 成長産業 新たな市場を開拓すること、又は新たな事業を創出することが見込まれ、かつ、成長する可能性が高い産業であって、別表第 2 に定めるものをいう。

(4) 物流関連産業 産業分類に掲げる中分類 44 - 道路貨物運送業、中分類 47 - 倉庫業、中分類 48 - 運輸に附帯するサービス業その他輸送、保管等の機能を有するものとして市長が認めるものをいう。

(5) 研究開発施設 製造業の研究若しくは新たな技術の開発を行う施

設又は産業分類に掲げる小分類 7 1 1 自然科学研究所をいう。

(6) 本社機能施設 調査・企画部門、情報処理部門、国際事業部門、営業企画部門、商品企画・開発・設計部門その他管理業務部門の事務所及び研修所をいう。

(7) 新設 次のア又はイのいずれかに該当する行為をいう。

ア 市内に工場等を有しない企業が、新たに市内に立地を行い、事業を開始すること。

イ 市内に工場等を有する企業が、当該工場等の操業を継続し、市内の別の敷地において新たに立地を行い、事業を開始すること。

(8) 増設 市内に工場等を有する企業が、当該工場等の事業を継続し、当該工場等と同一の敷地において新たに立地（工場等の延床面積の増加を伴うものに限る。）を行い、事業を開始することをいう。

(9) 移設 市内に工場等を有する企業が、当該工場等の操業を停止し、市内の別の敷地において新たに立地を行い、事業を開始することをいう。

(10) 建設 工場等の新設、増設又は移設をすることをいう。

(11) 敷地 工場等が所在する土地及び当該土地と一体として管理し、又は使用する土地をいう。

(12) 新規雇用者 建設をした工場等の操業に伴い、当該操業を開始した日の1年前の日から当該操業を開始した日後1年を経過する日までの間に、当該工場等において常時使用する従業員（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として同法第7条の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）として採用された者で、市内に住所を有し、かつ、当該採用された日から6月以上継続して雇用されているものをいう。

(13) 転属者 建設をした工場等の操業に伴い、企業の常時使用する従業員として市外の工場等において雇用されていた者で、当該企業が第4条第1項の申請をした日から当該操業を開始した日後1年を経過する日までの間に、当該申請に係る工場等に転属し、かつ、当該転属した日から6月以上継続して常時使用する従業員として雇用されているもの（市内に住所を有している者に限る。）をいう。

(14) 研究員 建設をした研究開発施設の操業に伴い、当該研究開発施設において常時使用する従業員として採用された者をいう。

(15) 投下固定資産取得額 工場等の建設に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に掲げる固定資産（以下「固定資産」という。）の取得に要した費用のうち別表第3に定めるものの総額をいう。

(16) 投下固定資産相当額 工場等の建設に係る固定資産の取得に要した費用のうち別表第4に定めるものの総額をいう。

（奨励措置）

第3条 条例第3条第1号の助成金は、次に掲げるものとする。

- (1) 企業立地助成金
- (2) 研究開発施設立地助成金
- (3) 本社機能施設立地助成金
- (4) 研究員雇用奨励助成金

2 前項第1号に掲げる助成金の対象となる産業又は業種、地域、立地形態、投下固定資産取得額、新規雇用者及び転属者の人数、助成対象経費、助成率並びに1事業当たりの交付限度額は、別表第5のとおりとする。

3 第1項第2号に掲げる助成金の対象となる施設、地域、立地形態、

投下固定資産取得額、助成対象経費、助成率及び1事業当たりの交付限度額は、別表第6のとおりとする。

4 第1項第3号に掲げる助成金の対象となる施設、地域、立地形態、投下固定資産取得額、新規雇用者及び転属者の人数、助成対象経費、助成率並びに1事業当たりの交付限度額は、別表第7のとおりとする。

5 第1項第4号に掲げる助成金の対象企業、助成額及び1事業当たりの交付限度額は、別表第8のとおりとする。

6 1の企業に交付する助成金の総額は、10億円を超えないものとする。ただし、市長が、将来にわたり大規模な雇用を創出する等、本市の産業の発展に寄与する企業であると特に認める場合は、その2倍を超えない額とすることができる。

(企業の指定)

第4条 条例第3条に規定する奨励措置を受けようとする企業は、市長に申請をし、その指定を受けなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の指定（以下「指定」という。）に条件を付することができる。

(指定の申請等)

第5条 指定を受けようとする企業は、工場等の建設に係る工事（以下「建設工事」という。）を行う場合にあっては当該建設工事の着工までに、賃貸物件を利用する場合にあっては当該利用に係る賃貸借契約の締結までに市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による申請は、企業立地指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 法人の登記事項証明書

- (2) 定款又は規約
- (3) 事業概要書
- (4) 土地に係る契約書の写し等（土地を取得した場合に限る。）
- (5) 工場等の建設工事の見積書等（工場等の建設工事を行う場合に限る。）
- (6) 工事計画書（工場等の建設工事を行う場合に限る。）
- (7) 事業所の付近見取り図、配置図、平面図及び立面図
- (8) 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類（都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの）
- (9) 市税に関する情報の照会についての同意書
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、  
適当と認めたときは指定の決定をし、企業立地指定通知書（様式第2  
号）により当該申請をした企業に通知するものとする。

（指定内容の変更等）

第6条 前条第3項の規定による通知を受けた企業（以下「指定企業」  
という。）は、企業立地指定申請書及びその添付書類に記載された事  
項について変更（軽微な変更を除く。）があるときは、あらかじめ企  
業立地指定内容変更申請書（様式第3号）に当該変更の内容が分かる  
書類及び前条第2項各号に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）  
を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは必要な調査を行い、  
適当と認めたときは企業立地指定内容変更承認書（様式第4号）によ  
り当該申請をした指定企業に通知するものとする。

(事業の中止等)

第7条 指定企業は、事業を中止するとき、又は前条第1項の規定による申請をした場合において第3条第2項から第5項までに規定する交付要件を満たさなくなったときは、速やかに企業立地指定辞退届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(建設工事着工届)

第8条 指定企業は、工場等の建設工事に着工したときは、速やかに建設工事着工届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(工場等操業開始届)

第9条 指定企業は、工場等の操業を開始したときは、速やかに工場等操業開始届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 指定企業は、土地若しくは建物の取得後又は建物の賃借後3年以内に工場等の操業を開始しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(雇用状況報告書)

第10条 指定企業は、工場等の操業開始の日から1年を経過したときは、雇用状況報告書(様式第8号)に新規雇用者及び転属者の雇用の状況を確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の申請等)

第11条 指定企業は、助成金の交付を申請しようとするときは、次の各号に掲げる助成金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、助成金交付申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(1) 企業立地助成金 次に掲げる書類

ア 土地に係る契約書の写し等(土地を取得した場合に限る。)

イ 地方税法第341条第12号に規定する家屋課税台帳（以下「家屋課税台帳」という。）に記載された固定資産税評価額を証明する書類（工場等を取得した場合に限る。）

ウ 地方税法第341条第14号に規定する償却資産課税台帳（以下「償却資産課税台帳」という。）に記載された課税標準額を証明する書類（償却資産を取得した場合に限る。）

エ 土地及び建物の登記事項証明書

オ 雇用状況報告書の写し

カ 申請時の直近の3営業年度の決算書及び財務諸表の写し

キ 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類（都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの）

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 研究開発施設立地助成金 次に掲げる書類

ア 土地に係る契約書の写し等（土地を取得した場合に限る。）

イ 家屋課税台帳に記載された固定資産税評価額を証明する書類（工場等を取得した場合に限る。）

ウ 償却資産課税台帳に記載された課税標準額を証明する書類（償却資産を取得した場合に限る。）

エ 土地及び建物の登記事項証明書

オ 申請時の直近の3営業年度の決算書及び財務諸表の写し

カ 国税、都道府県税及び市区町村税の納付を証明する書類（都道府県税及び市区町村税については、本社が所在する都道府県及び市区町村に係るもの）

キ その他市長が必要と認める書類

(3) 本社機能施設立地助成金 第1号に掲げる書類

(4) 研究員雇用奨励助成金 次に掲げる書類

ア 雇用状況報告書の写し

イ その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときはその内容を審査し、  
適当と認めるときは助成金交付決定通知書兼交付額の確定通知書（様式第10号）により当該申請をした指定企業に通知するものとする。  
（交付の請求）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた指定企業は、同項の規定による通知を受けた日から15日以内に、助成金請求書（様式第11号）により、市長に助成金の交付を請求しなければならない。

- 2 市長は、助成金請求書を受理したときは、助成金を交付するものとする。ただし、1の企業に交付する1事業当たりの助成金の額が別に定める単年度の交付上限額を超えるときは、市長が特に認める場合を除き、分割して交付するものとする。

- 3 助成金の額（前項ただし書の規定により、分割して交付する場合にあっては、各交付時における助成金の額）に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（事業の継続義務等）

第13条 助成金の交付を受けた指定企業は、当該交付に係る工場等を、操業を開始した日から10年を経過する日までの期間（第3項ただし書の規定により、市長がやむを得ないと認めた休止の期間を除く。

）、当該交付に係る事業の用に供さなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める事由がある場合は、この限りでない。

- 2 助成金の交付を受けた指定企業は、当該交付に係る工場等の操業を

開始した日から10年を経過する日までの期間は、当該交付に係る固定資産を除却してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過した固定資産及び市長がやむを得ないと認める固定資産については、この限りでない。

3 助成金の交付を受けた指定企業は、当該交付に係る工場等の操業を開始した日から10年を経過する日までの期間は、当該工場等に係る事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認める事由がある場合は、この限りでない。

4 指定企業は、前項ただし書の規定により当該交付に係る工場等の事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、速やかに、事業休止（廃止）届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（指定の取消し）

第14条 市長は、指定企業が条例第5条各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消した場合において、既に実施した奨励措置があるときは、当該指定を取り消された指定企業に対して当該奨励措置に要した費用の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告又は調査）

第15条 市長は、奨励措置の実施に関し必要があると認めるときは、指定を受けようとする者及び指定企業に対し、報告及び必要な書類の提出を求め、又は当該職員に実地の調査をさせることができる。

（指定企業の地位の承継）

第16条 指定企業に相続、営業の譲渡、合併及び分割が生じた場合に

において、市長の承認を受けたときは、当該指定企業の相続人、営業の譲受人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該指定企業の地位を承継する。

2 前項の規定により指定企業の地位の承継の承認を受けようとする者は、事業承継後速やかに企業立地指定承継承認申請書（様式第13号）により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは必要な調査を行い、相当と認めたときは企業立地指定承継承認書（様式第14号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（帳簿の保存）

第17条 助成金の交付を受けた指定企業は、当該助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（証拠書類を含む。）を備え、かつ、当該助成金が交付された日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月10日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日規則第25号）

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福井市企業立地促進条例施行規則第5条第3項の規定により指定を受けた企業への当該交付に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日規則第48号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に改正前の福井市企業立地促進条例施行規則第5条第3項の規定により指定を受けた企業への当該交付に係る助成金の交付申請については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

基幹産業	(1) 繊維関連産業 (2) 化学関連産業
------	--------------------------

別表第2（第2条関係）

成長産業	(1) 自動車関連産業 (2) 航空宇宙関連産業 (3) ICT関連産業 (4) 健康医療関連産業 (5) エレクトロニクス関連産業 (6) ロボット関連産業 (7) 農商工関連産業
------	---

別表第3（第2条関係）

区分	費用
土地	土地の取得（操業開始の日前3年

	以内の取得に限る。) に要した費用 (賃借費を除く。)
家屋	工場等の取得に要した費用 (賃借費を除く。)
償却資産	償却資産課税台帳に記載された取得価額 (当該工場等の事業の用に供するため、新たに操業開始日前に取得したものに係るものに限る。)

別表第 4 (第 2 条関係)

区分	費用
土地	土地の取得 (操業開始の日前 3 年以内の取得に限る。) に要した費用 (賃借費を除く。)
家屋	家屋課税台帳 (取得した日の属する年の翌年の 4 月 1 日が属する年度のものに限る。) に記載された固定資産税評価額
償却資産	償却資産課税台帳 (取得した日の属する年の翌年の 4 月 1 日が属する年度のものに限る。) に記載された課税標準額

別表第 5 (第 3 条関係)

1 一般地域

対象産業等	地域	立地形態	投下固定資産取得額	新規雇用者及び転属者の人数	助成対象経費	助成率	1事業当たりの交付限度額			
基幹産業	用途地域又は市長が特に認める地域（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律	新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額（投下固定資産相当額が投下固定資産取得額を超える場合には、投下固定資産取得額）	10%（第2条第2項第7号アに該当する場合には、20%）	8億円			
				40人以上			7億円			
			10億円以上	30人以上			6億円			
				20人以上			5億円			
			3億円以上	10人以上			3億円			
		5人以上		2億円						
		移設	1億円以上	3人以上			2億円			
		増設	以上	以上						
		製造業（基幹産業を除く。）	化に関する法律（平成19年法律	新設			30億円以上	50人以上	10%	8億円
								40人以上		7億円
10億円	30人以上				6億円					

成長産業（基幹産業を除く。）	第40号)第4条第6項の規定に基づき国の同意を得た福井県嶺北地域における基本計画に定める重点促進区域又は波寄工場適地を除く。）		円以上	以上	10% (第2条第2項第7号アに該当する場合には、20%)	
				20人以上		5億円
			3億円以上	10人以上		3億円
				5人以上		2億円
		移設	1億円	3人以上		2億円
		増設	以上	上		
		新設	30億円以上	50人以上		8億円
				40人以上		7億円
			10億円以上	30人以上		6億円
				20人以上		5億円
3億円以上	10人以上		3億円			
	5人以上		2億円			
5,000万円以上	3人以上	1億円				

物流関連産業 (基幹産業を除く。)		移設	5,000万円以上	3人以上			2億円	
		増設						
		新設	3億円以上	5人以上			10% (第2条第2項第7号アに該当する場合には、20%)	2億円
		移設	1億円以上	3人以上			1億円	
増設								

## 2 重点促進区域等

対象産業等	地域	立地形態	投下固定資産取得額	新規雇用者及び転属者の人数	助成対象経費	助成率	1事業当たりの交付限度額
基幹産業	地域経済牽引事業の促進に	新設	30億円以上	50人以上	投下固定資産相当額 (投下	20%	8億円
				40人以上			7億円

<p>製造業 (基幹産業を除く。)</p>	<p>よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第4条第6項の規定に基づき国の同意を得た福井県嶺北地域における基本計画に定める重点促進区域又は波寄工場適</p>		10億円以上	30人以上	<p>固定資産相当額が投下固定資産取得額を超える場合にあっては、投下固定資産取得額)</p>	10%	6億円	
							20人以上	5億円
				3億円以上			10人以上	3億円
							5人以上	2億円
			移設	1億円以上			3人以上	2億円
			増設	以上			上	
		新設	30億円以上	50人以上	8億円			
				40人以上	7億円			
			10億円以上	30人以上	6億円			
				20人以上	5億円			
			3億円以上	10人以上	3億円			
				5人以上	2億円			
			移設	1億円以上	3人以上	2億円		
			増設	以上	上			

成長産業（基幹産業を除く。）	地	新設	30億円以上	50人以上		20%	8億円	
				40人以上			7億円	
			10億円以上	30人以上			20%	6億円
				20人以上				5億円
			3億円以上	10人以上			20%	3億円
				5人以上				2億円
			5,000万円以上	3人以上			20%	1億円
			移設	3人以上				2億円
			増設	5,000万円以上			10%	
物流関連産業（基幹産業を除く）	地	新設	3億円以上	5人以上		20%	2億円	
		移設	1億円以上	3人以上			10%	1億円
		増設						

く。)						
-----	--	--	--	--	--	--

別表第 6 (第 3 条 関係)

対象施設	地域	立地形態	投下固定資産取得額	助成対象経費	助成率	1 事業当たりの交付限度額
研究開発施設	用途地域又は市長が特に認める地域	新設	1 億円	投下固定資産相当額 (投下固定資産相当額が投下固定資産取得額を超える場合には、投下固定資産取得額)	20%	2 億円
		増設	以上		10%	1 億円
		移設				

別表第 7 (第 3 条 関係)

対象施設	地域	立地形態	投下固定資産取得額	新規雇用者及び転属者の人数	助成対象経費	助成率	1事業当たりの交付限度額
本社機能施設	用途地域又は市長が特に認める地域	新設	5,0	3人以上	投下固定資産相当額（投下固定資産相当額が投下固定資産取得額を超える場合には、投下固定資産取得額）	10%	2億円
		増設	00万				
		移設	円以上				

別表第8（第3条関係）

対象企業	助成額	1事業当たりの交付限度額
<p>第5条第3項の指定  (第3条第1項第1号、第2号又は第3号の助成金に係るものに限る。)を受けた企業</p>	<p>次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 研究員として雇用した新規雇用者1人につき80万円</p> <p>(2) 研究員として雇用した転属者1人につき40万円</p>	<p>1億円</p>